

旅館業の譲渡による営業者の地位の承継承認申請に係る確認書

年 月 日

仙台市保健所長 あて

(申請者：譲受人) 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(申請者：譲渡人) 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

旅館業の譲渡による営業者の地位の承継承認申請にあたり、下記事項の説明を受け、内容を理解し了承しました。

記

チェック欄

- (1) 「地位を承継する」とは、許可を受けた者と同一の権利義務関係に立つということであるから、原則として、承継の前後で許可の内容が変更されることはないこと。(ただし、譲渡の申請の際に変更の届出を行うことは妨げない。)
- (2) 譲渡の効力が承認より前に発生する場合は、新規の許可を要することになり、承継承認の適用外となること。
- (3) 構造設備等の変更がある場合は、譲渡の効力発生前については譲渡人が、譲渡の効力発生後については譲受人が変更届を提出する必要があること。
- (4) 施設の同一性が認められないような構造設備等の大幅な変更がある場合、別途、新規と同様の取り扱いとなること。
- (5) (2) 又は (4) により新規許可申請を行う場合や、自らの意向により本申請を取り下げた場合等であっても、本申請に係る手数料は還付されないこと。